

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立緑が丘小学校
校 長 坪 内 聡 公印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- ① 自己の障害による、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする力を育てる。また、自他の気持ちに気付き、周りの人とよりよい関係を築こうとする力を育てる。
- ② 在籍学級での適応力を高めるため、情緒の安定を図り、意欲的に取り組む姿勢を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ① 巡回指導教員と在籍学級担任、特別支援教育コーディネーターが、児童の実態や学級の状況、他の児童との人間関係及び学習活動における困難さの状況について情報を共有し、指導・支援の協働体制を構築する。
- ② 保護者や在籍学級校と共に作成した連携型個別指導計画や学校生活支援シートを活用し、個別指導・小集団指導の指導形態や指導内容を工夫しながら個に応じた指導・支援の充実を図る。
- ③ 将来の自立に向け個別の課題を把握し、改善・克服に向けた手だてを講じるとともに、児童が自身の良さに気付き自己肯定感を高めるため、児童の実態に合わせた自立活動の指導内容を設定する。
- ④ 特別支援教室専門員と連携し、校内における連絡・調整や、巡回指導教員と在籍学級担任との連絡・調整を効率的かつ効果的に行い、特別支援教室の円滑な運営を行う。
- ⑤ 巡回相談心理士、スクールカウンセラー等による指導・助言を校内で共有し、児童の支援に活かす。

3 指導の重点

- ① 自立活動については、児童一人ひとりの困難さに基づき、「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」を中心に指導を行う。
- ② 学習指導や生活指導に係る事項については、在籍学級担任と十分に協議し、通常の学級における学校生活を基準とする指導や支援を進めていく。
- ③ 児童の生活や学習上の困難を改善または克服するために、1人1台の学習端末の活用をはじめ、合理的配慮に基づいた取り組みを行う。

4 その他の配慮事項

- ① 通室日及び通室時間は、個々の児童の実態に応じて検討し決定し、小集団指導においては、児童の生活年齢や発達段階を考慮しグループ編制を行う。
- ② 在籍校の校内委員会や保護者と連携し、個々の児童について指導目標を明確にし、連携型個別指導計画に位置付ける。
- ③ 在籍学級担任を含めた三者面談、医療機関の地域連携事業の活用、校内委員会の参加等を通じて、巡回指導教員と保護者、在籍校の特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任、心理・医療・福祉等の関連機関との協力・連携を図り、個々の実態の把握に努め、指導する。
- ④ 巡回指導教員、保護者、担任とで連携型個別指導計画を基に、児童の実態を校内で共有、把握し、学期毎に指導内容や方法の見直しを図る。
- ⑤ 拠点校管理職及び教職員が中心となり、各巡回校の管理職及び教職員との連携により、教室運営を含めた適切な特別支援教室事業を推進していく。